

法人県民税及び法人事業税の税額一覧

(平成20年4月)

1 法人県民税

(1) 法人税割

熊本県では、法人税割の超過課税を行っています。しかし、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下(事業年度が1年に満たない場合は月割り計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。)の法人等は、標準税率となる不均一課税を行っています。

なお、本県以外の都道府県にも事務所等が所在する法人の場合、法人税割額は当該法人の法人税額を、事務所等に係る従業者数であん分した額に税率を乗じます。

区 分	法人税額の	税 率
(1) 下記(2)以外の法人(清算所得に対する法人税を納める法人を含む。)	法人税額の	5.8%
(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 法人でない社団又は財団で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人 中小企業者、農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合の合併法人(合併の日の属する事業年度以降3箇年度)で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人	法人税額の	5.0%

(2) 均等割

資本金等の額の区分	標準税率	超過税率	合計
公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができないもの以外 収益事業を行う人格のない社団等 一般社団法人及び一般財団法人 公益社団法人及び公益財団法人 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く。～を除く。) 資本金等の額が1千万円以下	年20,000円	年1,000円	年21,000円
資本金等の額が1千万円超 1億円以下	年50,000円	年2,500円	年52,500円
資本金等の額が1億円超 10億円以下	年130,000円	年6,500円	年136,500円
資本金等の額が10億円超 50億円以下	年540,000円	年27,000円	年567,000円
資本金等の額が50億円超	年800,000円	年40,000円	年840,000円

1. 算定期間中、事務所等の新設又は廃止があり、事務所等を有していた期間が1年に満たない場合は月割計算します。月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。

2. 熊本県では、平成17年度から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入しており(上表に示す「超過税率」の部分)、その額は、標準税率の5%相当額です。

3. 「一般社団法人及び一般財団法人」、「公益社団法人及び公益財団法人」とは、平成20年12月1日から施行される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により設立される法人のことで。

「熊本県水とみどりの森づくり税」に関することは、次をご参照ください。
【<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/67/morize.html>】

2 法人事業税

(1) 外形標準課税対象以外の法人

法人	区 分	税 率
普通法人	所得のうち年400万円以下の金額の	5.0%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の	7.3%
	所得のうち年800万円を超える金額の	9.6%
	3以上の都道府県に事務所等がある、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人は、上記にかかわらず所得の	9.6%
	清算所得の	9.6%
特別法人 協同組合、 信用金庫、 医療法人等	所得のうち年400万円以下の金額の	5.0%
	所得のうち年400万円を超える金額の	6.6%
	3以上の都道府県に事務所等がある、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人は、上記にかかわらず所得の	6.6%
	清算所得の	6.6%
電気、ガス供給業、保険業を行う法人は、収入金額の		1.3%

1. 上記の所得区分は事業年度が1年の場合なので、1年に満たない場合は月割計算して区分します。
2. 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。
3. 上記の税率は、平成11年4月1日以後に開始する事業年度分及び平成11年4月1日以後の解散又は合併による清算所得から適用されます。

(2) 外形標準課税対象法人

割 区 分	区 分	税 率
所 得 割	所得のうち年400万円以下の金額の	3.8%
	所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額の	5.5%
	所得のうち年800万円を超える金額の	7.2%
	3以上の都道府県に事務所等のある法人は、上記にかかわらず所得の	7.2%
	清算所得の	7.2%
付加価値割	付加価値額の	0.48%
資 本 割	資本金等の額の	0.2%

1. 平成16年4月1日から開始する事業年度から、所得課税法人で資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人等を除く）は、外形標準課税の対象となりますので、上記2(1)の区分によらず2(2)の区分で計算します。
2. 上記の割区分毎に算出した税額の合計が法人事業税額となります。
3. 上記の所得区分は事業年度が1年の場合なので、1年に満たない場合は月割計算して区分します。
4. 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

(3) 分割基準

2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、下表の区分により、課税標準額の総額を分割したうえで、税額を算出してください。

なお、下表は、平成17年度税制改正後のもので、平成17年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。(法人県民税法人税割の分割基準には変更はなく、従来どおり従業者数による分割となります。)

事業の種目	課税標準の分割基準
非製造業()	課税標準の1/2 : 事務所数 課税標準の1/2 : 従業者数
製造業	従業者数(資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)

() 鉄道事業・軌道事業、ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。

3 その他

(1) 端数計算の方法

課税標準額	1,000円未満の端数(又は全額が1,000円未満)	切り捨て
税額	100円未満の端数(又は全額が100円未満)	切り捨て

(2) 中間申告について

法人税額の中間申告額が10万円以下である場合は、法人県民税及び法人事業税のいずれについても中間申告(前事業年度の実績に基づくもの(予定申告)又は仮決算に基づくもの(中間申告)の申告納付)の必要はありません。(ただし、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人を除く。)

なお、外形標準課税の対象となる法人の平成16年4月1日以後に開始する最初の事業年度にかかる中間申告は、上記3(2)と同様になりますが、次の事業年度に係る法人事業税については、中間申告(前事業年度の実績に基づくもの(予定申告)又は仮決算に基づくもの(中間申告)の申告納付)が必ず必要となります。(法人県民税については、3(2)のとおりです。)

(3) 「利子割額の均等割への充当」について

これまで、利子割額のうち法人税割額から控除することができなかった金額については、原則として「還付」を行っておりましたが、平成19年4月1日以後に開始する事業年度又は連結事業年度の申告分から、このような利子割額があり法人税割額から控除することができなかった金額については、均等割に充当(未納の徴収金としての充当ではありません。)することが可能となりました。

よって、均等割に充当を希望する場合は「希望する」欄に、充当を希望しない場合は「希望しない」欄に必ずチェックしてください。なお、当該対象法人に未納に係る地方公共団体の徴収金がある場合、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。

(4) 法人県民税・事業税に係る納付書について

法人県民税・事業税額を納付される際に、市販ソフト等で作成された納付書を使用された場合、電算管理において支障をきたす恐れがあります。このことから、次の何れかの納付書をお使いくださるようお願いいたします。

- 本県から、申告書用紙を送付した際に添付されている納付書
- その他、別途、本県から送付した納付書
- 本県のホームページに掲載された納付書

納付書は、熊本県税務課のホームページから、「申請様式」「法人県民税・事業税納付書様式」でダウンロードできます。

(5) 申告書の送付及び受付について

税務上の申告書や申請書・届出書は信書にあたるため、これらは郵便物又は信便物として送付していただく必要があります。郵政公社の民営化に伴う郵便法の改正により、従来の小包郵便物(ゆうパック、EXPACK500、ポスパケット等)は、平成19年10月1日以降、郵便法の定める郵便物ではなくなりましたので御注意ください。

郵便又は信書便を利用して申告書を送付された場合は、その通信日付印に表示された日を提出日とみなすこととなりますが、それ以外の場合は、到着した日が提出日となりますので「期限後申告」には御注意ください。